

大阪総合会計ニュース

第11号

2022年8月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ

第11回

あいしゅ

大阪市立愛珠幼稚園

(重要文化財)

1880年(明治13年)に船場の商人たちの手によって開設されました。この時代から幼児教育の重要性を認識していた大阪商人の文化レベルの高さに驚きます。

現在のこの木造平屋は、121年前、1901年(明治34年)3月に建てられたもので、木造幼稚園舎としては日本最古のものです。現在も大阪市立の幼稚園として園児たちが通っています。太平洋戦争中の空襲被害もまぬがれ、園庭やすべり台等の遊戯施設も当時のまま残されて、今も使用されています。(写真・文/西岡 英利)

日本を戦争する国ではなく 9条を生かす国に

所長 竹内 克謹 よしなり

この原稿を書いているのは参議院選挙の投票日を10日後に控えた7月1日。読者の皆さんはどのような選択をされたのでしょうか。

今年2月に始まったロシアのウクライナ侵略。このこと自体国連憲章に反する侵略戦争そのものであり強く非難するものです。世界各地でロシアの暴挙に対し抗議の声が広がっているのはご存じのとおりです。今こそ戦争放棄を定めた日本が、世界の国々や市民と連帯して反戦平和・核兵器廃絶の先頭に立つときです。しかしながら、自民党をはじめ改憲を目指す政党は、この危機を逆手にとって、「憲法9条で平和が守れるか」等と主張し、岸田首相は参院選の第一声で「選挙を通じて憲法改正をはじめ未来に向けて様々な課題に挑戦する」と述べました。選挙公約では「自衛隊の明記等の改憲を早期に実現する」(自民党)「憲法9条に自衛隊を規定し、攻められないための防衛力を抜本強化」(維新の会)と9条に狙いを定めた改憲案で足並みをそろえています。

さらに危険なことは、これまでの政権が防衛戦略の基本としてきた「専守防衛」を事実上放棄し、「敵基地攻撃能力」を保有することや「GDP(国内総生産)比2%以上」という現在の軍事費を2倍以上にする」という大軍拡を主張していることです。日本が攻撃されていないのに米国が海外で始めた戦争であっても、集団的自衛権の行使を認めた安保法制を発動し、自衛隊が米軍と一体となって「敵基地攻撃能力」を使って相手国を攻撃する。その結果、相手国の報復により日本が戦火に包まれ、日本の平和と安全が根底から覆されるといふ現実的危険があると考えるのは筆者だけでしょうか。

ロシアのウクライナ侵略から引き出す教訓は、戦争が始まる前にそれを食い止めるという点です。力と力の対決に陥る軍事力や軍事同盟の強化ではなく、地域のすべての国々を包み込んだ平和の枠組みが作られていくことを望みます。私たちが目指している中小企業の繁栄は、平和の中でしか実現することはありません。

インボイス（適格請求書）制度 導入の問題点と対応策

西岡 英利



国税庁が消費税法の改悪をして、2023年10月1日から導入するインボイス制度。この制度、国民にその本質が知れ渡るにつれて、ますます反対の声が大きくなっています。私たちの事務所ニュースでも昨年からの毎回この問題を取り上げています。しかし、インボイスという名前や、消費税の計算の仕組み等が難しく、実際どのようなようになるのか、よくわからないという意見をお聞きます。

「インボイス」って、何なの？

「インボイス」といえば、普通は貿易会社等の送状をイメージします。日本語でいえば、送り状、納品書、請求書等の意味ですが、これらは昔から、商売では毎日普通に使っている書類です。

しかし、消費税法でいう「インボイス」とは、これらの書類とはまったく意味が違う納品書、請求書です。法律上は「適格請求書」といって、国が認めた請求書等です。事業者が商品等の販売のついで、商品ごとに消費税額と消費税額を詳しく書いた請求書です。今までのように文房具店で購入したり、自分で勝手にパソコンで作った請求書だけではだめです。国税庁に申請して、もらった登録番号と、法律で決められた項目を完全に、すべて記載した請求書でないといけません。

なぜ、こんなに厳しい「インボイス」を作らなければならないの？

これまでの消費税の計算は、帳簿や会計伝票の記録から計算して、請求書、領収書等の保存を義務付けられていました。しかし、インボイス制度では、得意先に発行した「インボイス」の消費税額合計から仕入先や経費支払先から受け取った「インボイス」の消費税額合計を差し引いて計算します。つまり、「インボイス」をもらえなかったり、内容に不備があれば仕入税額控除ができず、消費税の納税額が増えてしまいます。また、こちらが不

備な「インボイス」を作って、得意先に渡すと得意先の消費税額が増えて迷惑をかけてしまいます。

「インボイス」を発行できない 免税事業者は得意先から切られるの？

年間売上高が1000万円以下の免税事業者、個人事業者や中小零細企業は多く、1000万円以上いると言われていています。この人たちは消費税が免除されていますので、「インボイス」の発行ができません。現行制度では、このような免税事業者からの仕入や役務提供であっても仕入税額控除ができます。しかし、インボイス制度導入後は仕入税額控除ができなくなりますから、この人たちと取引している事業者は、消費税計算において不利になります。取引を切るか、課税事業者を選択させて「インボイス」を発行できる事業者になってもらうかの判断が必要です。ただ、この人たちは今まで負担がなかった消費税を新たに納めなければなりませんから、深刻な事態になります。事実上、消費税の増税になります。

関与先関係で影響が出るのは一人親方の建設業の下請け、外注扱いの社員等の個人事業者です。

「インボイス」導入、止められないの？

自民党、公明党は「円滑に移行すべき」と悪政を進める姿勢、維新の会は「言及なし」、あとの野

党は明確に反対していますが、今の国会の力関係では、この法律の廃止は困難です。

ただ、先に説明したように、このインボイス制度導入が、免税事業者である多くの個人事業者や零細中小企業にとって死活問題になるということは、政府・自民党もわかっており、これについては「生かさず、殺さず」の対策を講じようとしています。

「インボイス」の完全施行を延期するの？

先に説明したように、インボイス制度導入後は、「インボイス」発行事業者以外、つまり、消費者や免税事業者、登録を受けていない課税事業者からの課税仕入については、原則的に仕入税額控除ができません。個人事業者や、零細企業は大変な打撃を受けます。そこで、2029年9月までの6年間は、これまでのアカウント方式（請求書等保存方式）・帳簿方式（帳簿に記載して自ら計算すること）を適用すれば、80%、50%と減額されますが、消費者、免税事業者等からの仕入税額控除ができるという経過措置があり、取引金額が3万円未満の仕入税額控除についても従来どおりとさ

れています（図表内「平成28年改正法附則」「現行令第49条第1項」参照）。

さらに、日本税理士会連合会が、「インボイス制度の円滑な導入・実施について」という提案を、政府に対して行っています（左記図表参照）。免税事業者に対する仕入税額控除を80%認める措置を当分の間続けることと、3万円未満の仕入税額控除を帳簿のみの保存で認めるという内容です。

これについては、参議院議員西田昌司氏が自らのYouTubeで、宮沢洋一（自民党税制調査会長）氏もこの日税連提案に賛成していると述べています。

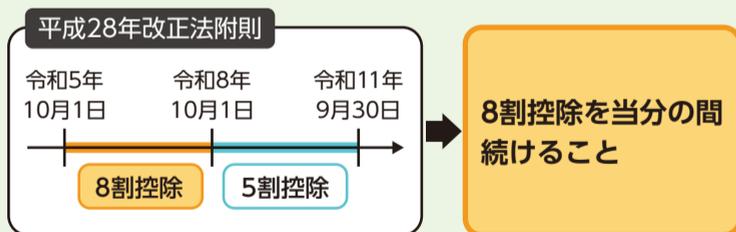
消費税を廃止するしかない

80%という問題はあるにしても、私たちにとっては、これではしばらくの間は時間稼ぎができそうです。「インボイス」廃止は、消費税という史上最悪の税金そのものを廃止しなければ不可能です。そして、今の政府では、絶対に実現できません。政権交代が必要です。

インボイス制度の円滑な導入・実施について

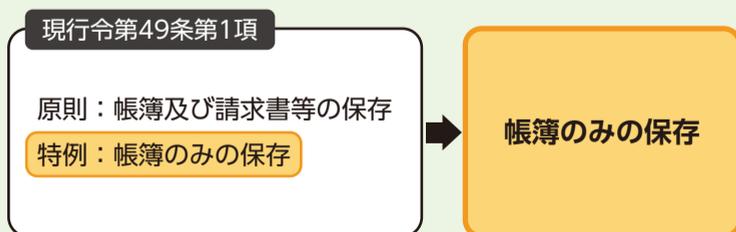
1. 平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること。

制度導入後の免税事業者からの仕入割合について



2. 現行消費税法施行令第49条第1項の取扱い存置及び帳簿記載のみで仕入税額控除を認めること。

取引金額が3万円未満の仕入税額控除について



知って おきたい 産前産後休業、 育児・介護休業等の制度

法円坂労務支援センター 社会保険労務士
鈴木 威信

近年、「仕事と育児の両立」「仕事と介護の両立」が、企業とそこで働く従業員にとって重要なテーマとなつていきます。今回は、出産・育児や介護に係る制度（法律）を紹介したいと思います。なお、詳細にはこだわらず、全体像を理解していただくという趣旨で制度を解説しています。そのため、細かい要件等については記載を省いていますので、具体的な事象については個別に行政機関や社会保険労務士にご相談ください。

1 出産に係る休業（女性のみ）

産前6週間・産後8週間

出産に係る休業には産前産後休業があります。これは労働基準法65条で定められており、母性保護のための重要な休業です。

1 産前休業

出産（予定）日以前6週間（多胎妊娠の場合14週間）で、出産予定の女性が休業することを請求してきた場合、使用者は就業させることはできません。

2 産後休業

出産日後8週間については、法律上当然に女性を就業させてはいけません。ただし、産後6週間を経過した場合、女性からの請求があり、かつ、医師が認めた業務については就業させることができます。

3 産前産後休業中の賃金、 社会保障について

法律上は無給で構いません。健康保険に加入している方については出産手当金が支給されます。国民健康保険には原則支給はありませんが、加入している

国保組合等で独自に制度がある場合があります。なお、この期間は、事業主も労働者も社会保険料が免除されます（ただし国民健康保険料の免除については加入している国保組合等により異なります）。※国民年金の保険料免除制度も始まっています。

※産前産後休業以外にも危険有害業務の就業制限や軽易な業務への転換といった措置もあります。

2 育児時間（女性のみ）

1日2回 各々30分以上

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほか1日2回、各々少なくとも30分、生児を育てるための時間（授乳等の時間）を請求することができます（労基法67条）。

1 育児時間を請求できるのは女性のみに です。

2 1日の労働時間が4時間以内の場合 は1日1回、30分で足りません。

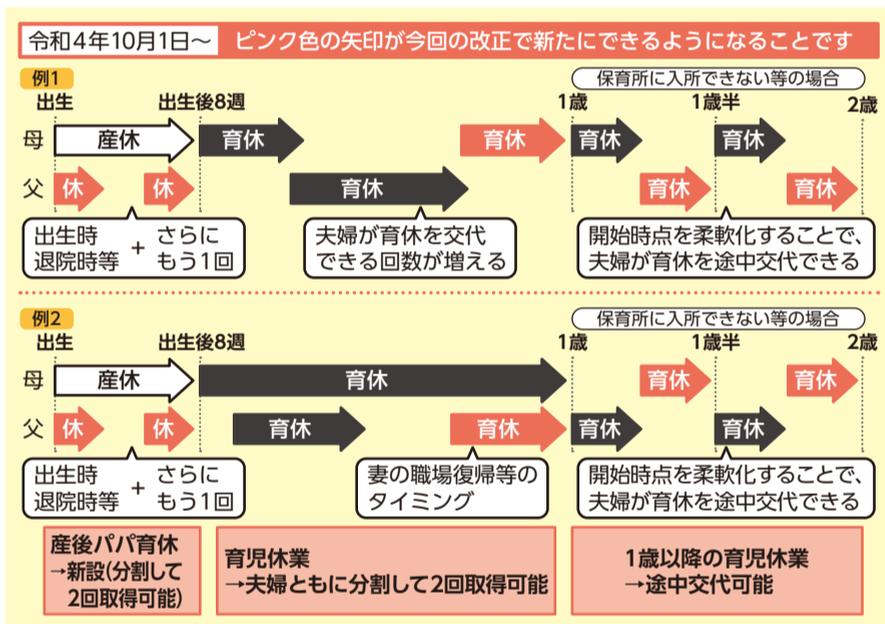
3 育児時間中の賃金は無給でも差し支 えありませんが、有給とするかどうかは 労使当事者の自由に委ねられています。

3 育児休業・介護休業 （女性も男性も）

1. 育児休業

子が1歳になるまで（最大2歳まで）

労働者がその子を養育するための休業期間です。原則として子が1歳（特例1歳2か月）に達するまでとなりますが、保育所等に入れない場合は1歳6か月、



図表1 「育児・介護休業法改正ポイントのご案内（厚生労働省）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/1900000/000789715.pdf>)
(参照: 2022年7月7日) をもとに作成

最大で2歳まで延長することができます。

1 適用除外について、「勤続1年未満の 労働者や1年以内に雇用関係が終了す る労働者」については、育児休業の適用を 除外することができますが、必ず労使協 定でそのことを定めておかなければなり ません（労使協定がなければ対象）。

2 有期契約の労働者は「子が1歳6か 月までの間に契約が満了することが明 らかでない」者に限り、育児休業を申し 出ることができます。

3 図表1が育児休業の取得のイメージで す（厚生労働省パンフレットより抜粋）。

※令和4年10月1日改正反映分です。
※女性の産後休業中にも男性は育児休業を取得することができます（産後パパ育休、労使協定の範囲内で一定の就労可能）。

4 円滑な労使関係のために 必要なこと

下記事項は、円滑な労使環境のために大切なポイントです。ご参考ください。

2. 介護休業

対象家族1人につき、通算して
93日まで（3回まで）

労働者は、要介護状態にある対象家族を介護するために、対象家族1人につき、通算して93日に達するまで、3回を限度として介護休業を請求することができます。

1 適用除外について、「勤続1年未満の労働者や93日以内に雇用関係が終了する労働者、週の所定労働日数が2日以下の労働者」については、介護休業の適用を除外することができますが、必ず労使協定でそのことを定めておかなければなりません（労使協定がなければ対象）。

3. 育児・介護休業期間中の 社会保障、その他の措置

1 育児休業・介護休業は無給で構いません。なお、雇用保険に加入の方で1年以上通常どおり働いていた方（要件がある）で、詳細はご確認お問い合わせください）には雇用保険から育児休業給付、介護休業給付が支給されます。

2 育児休業期間中の社会保険料は事業主、労働者ともに免除されます（ただし国民健康保険の免除については加入している国保組合等により異なります）。なお、介護休業期間中の免除はありません。

3 その他の育児・介護にかかる措置の概要は図表2をご確認ください。

※適用除外は一部を除き労使協定で定める必要があります。

以上、紙面に限りがございますので、今回は制度の概要を説明させていただきました。これからは男性も育児休業や介護休業を取得する社会になってきます。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。

制度	内容	対象期間	備考
子の看護休暇	年5日 (2人以上は10日)	・小学校の始期まで ・対象家族の介護	無給でも構わない
介護休暇			
所定外労働の制限	所定時間の制限	・3歳未満 ・対象家族の介護	
時間外労働の制限	時間外労働の制限	・小学校の始期まで ・対象家族の介護	1か月24時間 1年150時間まで
深夜業の制限	深夜業の制限	・小学校の始期まで ・対象家族の介護	
所定労働時間の短縮	1日6時間以下への時短措置	・3歳未満 ・対象家族の介護	

図表2 ※対象家族とは、「要介護状態にある」配偶者（事実婚の場合を含む）・父母（養父母を含む）・子（養子を含む）・配偶者の父母・同居し、かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹及び孫のことをいいます。

1 ハラスメント（嫌がらせ）に注意する。
妊娠・出産・介護を理由とするハラスメントや休業等を利用することによる解雇をはじめ、労働条件の不利益変更は禁止されています。

2 普段から労使のコミュニケーションをとっておく（定期面談等）。
育児や介護との両立ができるように、普段から従業員の状況を理解しておくことが大切です。

3 労使のコミュニケーションがとれていれば、法律で決まっていない事項については労使双方の話し合いで柔軟な対応を決めることもできるようになります。

4 助成金の活用を検討する。
男性の育児休業取得等については両立支援助成金といった助成金が利用できる場合があります。そういった助成金も利用して制度を整えていくことも大切です。

以上、紙面に限りがございますので、今回は制度の概要を説明させていただきました。これからは男性も育児休業や介護休業を取得する社会になってきます。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。

以上、紙面に限りがございますので、今回は制度の概要を説明させていただきました。これからは男性も育児休業や介護休業を取得する社会になってきます。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。法律は拘り定規に決まっています。

インボイス制度の導入まであと1年

竹内 克謙



消費税の免税事業者の多くは、課税事業者となってインボイスが発行できるようにするかどうか、まだ決めかねているというのが実情です。ところが、関与先の中には早くも取引先から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出の有無を確認する書類が届いた会社もあります。そんな文書を出した取引先は、「あなたが課税事業者でなければ取引しません」とでも言うつもりでしょうか。『免税事業者が取引から排除される』。このことが一層現実味を帯びてきました。



西岡 英利

参院選では自民党圧勝。維新の会も議席を伸ばしました。

「憲法9条を変える」「軍事費を2倍にする」「敵基地攻撃はできる」。自民党、維新の会だけでなく、今まで名前を聞いたこともないような党が、「憲法9条では日本は守れない」と叫んでいます。

本当に今、日本に戦争の危機が迫っているのか、中国が台湾を攻めるのか、ロシアや北朝鮮が日本に攻撃をかけてくるのか。これらについて、メディアは真実を報道しているのか。そのとき、岸田、高市や松井、吉村らの政治家たちは武器を取って戦う覚悟があるのか。絶対にないでしょう。9条が変われば、やがては徴兵制になるでしょう。国民は命を懸けて、自公政権、維新の会についていく覚悟はあるのか。まったく夢にも思っていないでしょう。



アベノミクスのつけ

谷田 久義



行政が率先して業務委託。急場は凌げ効率的かもしれないませんが、不安定雇用を拡大し、住民サービスを低下させました。

株価を維持するためか買い続けた日銀の株式保有高は51兆円を超え、日本株の最大保有者になりました。「資産所得倍増」等と国民に株式の変動リスクを押しつけて、日銀の代わりに株価維持役をさせるのでしょうか。

金融政策頼みで生活の安定が生み出せましたか。異常な金融緩和は円安、物価高騰を招き、生活を圧迫しています。目先の効率を追求し、国民の生活に心を寄せることのない政策では先細りです。家計を豊かにすることこそ大切だと思います。



幼少期のシールや消しゴムから始まり、「お気に入り」ができること必ず収集癖が顔を出します。

ただ、手に入れる過程で満足してしまい封も開けずに収納されているコレクションも多々あります。家族からは処分するよう圧力がかかりますが断固拒否しています。そこに「ある」ことが大切なのですがなかなか理解されません。昨年は「押し」が活動していません。ともあり収集癖も少しは落ち着いていたのですが活動再開の一報が届きました。収集癖が思う存分満たされる予感がしています。(M・S)



毎年、ゴーヤを植えています。今年は、育つのが早く、大きく青々とした立派なゴーヤが育ちました。

ゴーヤは夏野菜の王様と呼ばれていて栄養価が高く、ビタミンCが豊富で疲労回復や血管を丈夫に保つ働きが期待でき、カリウムも豊富で食事で摂り過ぎた塩分を排泄する働きがあります。また、ゴーヤの苦み成分には、抗酸化作用や血糖値を下げる効果等があるとされています。ゴーヤを塩もみした後にさつと茹で、油で炒めたり、酢の物等にすると苦みが和らぎます。ゴーヤ等夏野菜を食べてこの夏を乗り切りたいと思います。(S・M)



6月下旬頃から外に立っているだけでも体力を奪われる猛暑が続いています。外でもハンディファンを持っている方や凍らせたペットボトル飲料を持っている方を見かけることが多くなりました。関与先へ訪問する機会も増えたので、暑さにバテてしまわないよう水分補給と日差し対策に気を付けたいと思います。

最近では観光客も増え、外出している人の数も段々とコロナ前に戻ってきているように感じます。リモートワークを活用しながら、今後も体調を崩さないよう仕事を頑張っていきたいです。(C・A)



税理士試験後の夢



入社2年目になりました。最近のコロナ禍の影響と受験勉強が相まってほとんど外で遊ぶ機会がなくなりました。今回の記事にも書くことがないぐらい勉強しかしていません。

しかし、私はまるで外で遊びまわっているかのように日焼けをしています。これは外の日差しを浴びながら税法の条文を暗記しているからです。関与先のお客様から「サーフィンでもするの?」「バーベキューでも行った?」と聞かれることもありませんが、税法の条文を暗記しているからです。

一刻も早く税理士試験を卒業し、税法の条文暗記による日焼け以外の日焼けができるようにしたいと思います。(Y・K)

ポカリかアクエリか



暑い日が続いていますね。「例年よりも気温が高い」という報道を毎年耳にする気がします。

さて、夏に活躍する「ポカリスエット」と「アクエリアス」ですが、成分が少しずつ異なります。ポカリは、体調が優れないときや、脱水・熱中症対策として効果があるとされ、アクエリは運動時のエネルギー合成や運動後の疲労回復に効くとされます。

この時期にしかできないことも多いです。記憶に残る夏を過ごしたいです。(N・T)

育児休暇



ご無沙汰しております。長いお休みを頂戴し、ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ございません。お陰様で昨年11月に無事元気な次男を出産いたしました。数年ぶりに田舎に帰省し、のどかな風景に囲まれて子育てをしていると、大阪では経験できない貴重な時間を過ごしていることに感謝の毎日です。皆さまにお会いできる日を心待ちにしております! 復帰の際はどうぞよろしくお願いたします。(I・A)

猛暑厳しき折、
ご自愛なさいますよう
お祈り申し上げます。

夏期休暇のお知らせ

8/12(金)~8/16(火)

夏期休暇とさせていただきます。

17日(水)9時より通常営業いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※以降の臨時休業について

9/1(木)

会議のため、臨時休業とさせていただきます。

